

平成22年3月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 稗田俊彦

平成21年(ワ)第17473号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成22年1月21日

判 決

原	告	槌	田	敦
同	訴訟代理人弁護士	柳	原	敏夫
東京都千代田区大手町一丁目3番4号		気象庁内		
被	告	社団法人日本気象学会		
同	代表者理事	新	野	宏
同	訴訟代理人弁護士	長	谷川	俊明
同		山	宮	道代
同		平	賀	真紀
同		下	田	一郎
同		大	上	大介
同	訴訟復代理人弁護士	奥	野	剛史

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は原告に対し、100万円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言。

第2 事案の概要

本件は、気象学の研究を行うこと等を目的として設立された被告の会員である原告が、被告に対し、①被告がその機関誌に原告の論文を掲載しなかったこと、②被告がその主催する大会における原告の講演申込みを拒否したことは、それぞれ債務不履行又は不法行為に該当するとして、慰謝料として100万円の支払を求めた事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、証拠上容易に認めることができる（証拠に基づいて認定した事実については、認定事実の後にその根拠となった証拠をかつこ書する。）。

(1) 明治15年5月、被告の前身である東京気象学会が創立され、昭和16年7月18日に、被告に組織変更された。なお、被告の会員数は、現在、4300名を超える。

(2) 被告の定款には、以下の定めがある（以下抜粋）。

ア 「この法人（被告を指す。以下同じ。）は、気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的とする。」（甲22・4条）

イ 「この法人は、前条（4条）の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 気象に関する研究会および講演会の開催
- 2 機関誌、図書等の刊行
- 3 研究の奨励および研究業績の表彰
- 4 その他前条の目的を達成するための必要な事業」（甲22・5条）

ウ 「この法人の会員として、次の種別を設ける。会員は、細則に定めた会費を前納しなければならない。

- 1 通常会員 この法人の目的に賛同する個人
- 2 特別会員 この法人の目的事業に賛同する個人

(中略)

第1号の通常会員をもって民法上の社員とする。」(甲22・6条1号2号)

エ 「この法人に入会を希望するものは、細則に定めた入会手続きに従って入会の承認を受け、直ちに会費を納めなければならない。」(甲22・7条)

オ 「会員は、次の特典を有する。

- 1 細則に定められた機関誌の無料配布を受け、かつ、この法人が刊行する出版物の購入について便宜を与えられること。
- 2 この法人の催す各種の学術的会合に参加すること。
- 3 機関誌に寄稿すること。」(甲22・8条)

(3) 被告の細則には、以下の規定がある(以下抜粋)。

ア 「本会(被告を指す。以下同じ。)は、次の学術的会合を開く。

- 1 大会 毎年1回以上、会員の研究発表、諸種の講演会を行う。
- 2 例会 原則として毎月1回、会員の研究発表、総合報告発表、講演等を行う。」(甲23・11条1号2号)

イ 「本会は機関誌として、気象集誌及び天気を発行する。ただし学会運営に必要な事項はすべて天気に公示する。気象集誌は年6回発行する。天気は原則として毎月発行する。」(甲23・16条)

ウ 「編集委員会は、論文の原稿の訂正、削除、加筆を要求し、または原稿の内容によっては掲載を拒否することができる。また論文掲載の順序も編集委員会に一任される。」(甲23・20条)

エ 「機関誌には依頼原稿をのせることができる。」(甲23・21条)

オ 「天気または気象集誌に論文掲載を希望する者は、別に定める投稿規定により編集委員会に申出る。」(甲23・23条)

(4) 原告は、平成19年4月3日、被告に対し、特別会員としての入会を申し

込んだ（乙1）。

- (5) 平成20年1月、天気編集委員会は、天気55巻1号において、「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」と題し、以下の内容のコラムを載せた（以下抜粋）。

「「天気」の論文・短報（以下合わせて「論文」と言う）は、査読を経て掲載されることになっています。」

「以下、査読制度がより効果的に運営されるよう、著者・査読者および編集委員の役割と注意点について、編集委員会としての考え方をまとめておきます。」

「1 著者の心得

論文を投稿する際、以下の点に気をつけて下さい。

- ・ 「天気」投稿および内容案内・「天気」執筆要領に従う。
- ・ 表記ミスがないよう注意する。引用文献の著者名や表題、発表年・掲載ページには特に注意する。
- ・ 共著者も原稿を読み、内容全般にわたって責任を持つ。

改稿に当たっては以下のことを心がけて下さい。

- ・ 査読者はボランティアで論文を良くするために、専門家として意見を寄せてくれているのであるから、査読意見を尊重し誠意を持って対応する。仮に査読者の誤解や認識不足と思われる点があっても、「読者はこういう誤解をするのだな」と考え、正しい理解が得られるよう改善を図る。
- ・ しかし査読意見に無条件に従う必要はない。査読者との見解の相違があれば査読者への回答に的確に述べる。」

「2 査読者の役割

査読者の役割は、論文掲載の可否や改善すべき点の有無について、専門家の立場から率直に意見を述べることです。編集委員会は、その

意見を尊重しながら掲載の可否を判断し、あるいは著者に改稿を求めます。ただし、査読意見と異なる判断をする場合もあり得ることをご承知おき下さい。

主な審査対象としては以下のことが考えられます。

- ・ 研究の学術的価値・新規性
- ・ 文献引用の過不足
- ・ 論旨や計算の誤りの有無
- ・ 記述の分かりやすさ・まとめ

編集委員会からの要望を以下に列記しておきます。

- ・ 「論文掲載のための必要条件」と「それ以外の参考意見」とを区別するよう心がけて下さい（査読者が著者の見解に同意できない場合には、論文の掲載後に読者の立場からコメントを「短報」として投稿して頂き、誌上で議論する方法もあります）。
- ・ 大幅な追加解析・再計算など、全面的な再作図の要求は、特段の必要性がない限り避けるようにして下さい。
- ・ 改稿指示は具体的に書いて下さい。単に「分かりやすく書け」というような抽象的な指示はやめて下さい。」

「3 編集委員の心得

編集委員会は、以下の点を心がけています。

- ・ 査読意見に基づいて適切な対応をする。その際には査読意見をよく吟味し、著者が過重な負担を負わないよう配慮する。
- ・ 査読者と著者の意見が合わない場合や、査読者同士の意見が異なる場合には、必要に応じて新たな査読者を依頼する等、早めに問題解決を図る。また適宜編集委員会で合議する。」

(乙2)

(6) 原告は、平成20年4月28日、近藤邦明（以下「近藤」という。）と共

著で、「CO₂濃度の増加は自然現象」と題する論文（以下「本件論文」という。）を被告の機関誌である「天気」（以下、単に「天気」という。）の編集委員会（以下「編集委員会」という。）に投稿した（甲2）。

- (7) 編集委員会委員長藤部文昭（以下「藤部」という。）は、本件論文につき2名の専門家（以下、それぞれ「A」、「B」という。）に査読を依頼した。Aは、「筆者らの主張はIPCCAR4を始めとする「大気中CO₂濃度の増加は主に化石燃料の燃焼など人間活動の影響である」との説と相容れないものであるが、これだけで「天気」への掲載を否定的に見ることはできない。むしろ、これまで考えられていなかった新しい発見への道を開く可能性もあるので、慎重に耳を傾けるべきとの立場もある。しかしながら、本稿では理論の展開の過程で説明の不足する部分や過去の観測事実との矛盾がいくつか見られ、現時点の原稿では著者らの主張が十分な説得力を持って伝わっていない。これまでにない主張を多くの「天気」読者に理解してもらう立場の論文であれば、より慎重にこれらの説明を行うべきである。従って、現時点で「採用・不採用」の判断を行うには情報が不足しているため、改訂をして頂いた上で改めて採用するかどうかを検討したい。」、「本論文の結論を導くためには、化石燃料原因説の間違いを指摘することが不可欠であるが、本稿ではその記述がほとんどない。」と回答した。Bは、「「天気」には不適當である」と回答し、その理由として、「この論文は大気中CO₂の濃度の変化について定説を覆そうという非常に野心的な試みであり、その意欲は評価できる。しかし、論文中で示されている気温とCO₂の関係は、基本的に、数年程度の時間スケールにおけるエルニーニョ現象と大気中CO₂濃度との関係を表しているだけであると解釈できるため、長期的なCO₂濃度上昇の原因が自然現象であるかどうかを判断する根拠にはならない。また、明確な根拠が示されていないにもかかわらず断定的な表現が用いられている部分があり、自然科学の論文として不適切であると考えられる。」とした。そこで、

藤部は、それらの意見を踏まえて、平成20年7月15日、原告と近藤に対し、採否の判断を保留した上で、改稿を待つて判断することとする旨を通知した（甲5）。

(8) 原告及び近藤は、平成20年9月7日、藤部に対し、本件論文の改訂論文（以下「本件改訂論文」という。）を送付した（甲6）。

(9) 藤部は、本件改訂論文を査読者であるA、Bに送付し、その意見を求めた。

Aは、「本改訂稿は、「CO₂濃度の増加は自然現象」との結論を導く過程の重要ないくつかの部分で、説明が合理的でない点や、説明の不足する点、過去の重要な論文との比較の無い点がある。従って、本改訂稿をもって論文を受理することはできないと判断する。」、「是非真摯にこれらの疑問や指摘に矛盾無く説明を行い、他の先行研究との整合性や相違点の明確な記述を含めた改訂稿を作成頂きたい。改訂に時間を要すようであれば、再投稿という選択肢もあると思う。」と回答した。Bは、再度、「「天気」には不適當である」と回答し、その理由として、「論文中で示されている気温とCO₂の関係が、基本的に、数年程度の時間スケールにおける海面水温と大気中CO₂濃度の因果関係を表しているだけであると解釈できるため、長期的なCO₂濃度上昇の原因が自然現象であるかどうかを判断する根拠にならない、という点については前回と同じである。」、「因果関係を推測する根拠となっている第4図の2つの曲線間に見られる1年程度のずれに関しては、短期（数年程度）の関係を示しているのみであると考えられる。」「著者らの主張は、CO₂濃度の増減がない状態に比べて0.6℃程度高温であることが、長期的なCO₂濃度上昇の原因であるというものであるが、これは因果関係についての単なる仮説である。」と指摘した。

そこで、藤部は、平成20年11月12日付けの書面において、原告及び近藤に対し、A及びBが本件改訂論文を読んだ上での意見は厳しく、採用は困難であること、ただし、Aは本件改訂論文にもう一度チャンスを与えたい

としていることから、再度改稿の上で採否を判断することとした旨を通知した（甲7）。

(10) 原告及び近藤は、平成20年11月26日、藤部に対し、再訂論文（以下「本件再訂論文」という。）を送付した（甲8）。

(11) 平成20年12月31日、被告は、「2009年度春季大会の告示」を出し、そこには以下の記載がされていた（以下抜粋）。

「講演を行う場合の参加申込方法

原則として大会ウェブサイト上からオンラインで行って下さい。」

「大会ウェブサイト上で最初に個人情報とIDの登録を行い、パスワード取得します。（中略）このIDとパスワードを元にシステムにログインし、大会参加登録・講演申込・予稿送付・大会参加費決済などを行います。」

「申込まれた予稿の内容が、(ア)気象学とは全く無関係である、(イ)極めて非合理的・非論理的である、(ウ)他者を誹謗中傷する部分がある、等の理由により、講演を認めることが適当でないと判断した場合には、講演を認めないことがあります。」

(乙3)

(12) 原告は、平成21年2月5日、被告に対し、平成21年度春期大会において予定されている「地球温暖化に関する科学的根拠の解明と脆弱性評価のさらなる連携に向けて」というシンポジウムにおいて、原告が「人為的CO2温暖化説を撤回し、科学者は社会に詫げる必要がある」という題目で発表する機会を与えるよう申し込んだ（以下「本件講演申込み」という。甲15の1ないし3）。

(13) 藤部は、原告及び近藤に対し、平成21年2月12日付け書面において、以下のとおり、本件再訂論文を不採用と判断した旨を通知した（以下「本件拒否行為1」という。）。

「原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO2の変動よりも先行する（位相が進んでいる）ことが指摘され、これを根拠にして、長期

的なトレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であるとの主張がなされておりますが、両査読者が指摘するように、数年スケール変動における因果関係と、長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠はなく、原稿中ではその点についての説得力ある論拠が示されておられません。この件は、貴論文の本質的な問題点として第1稿の段階から両査読者によって指摘されてきたことであり、2回の改稿によっても解決に至りませんでした。今回、両査読者から「論文として掲載するには適さない」あるいは「「天気」には不適當である」との判断が示されたことから、編集委員会で検討致しました結果、残念ながら貴論文の採用は無理と判断せざるを得ませんでした。」(甲10)

(14) 原告及び近藤は、平成21年2月20日付け書面において、藤部に対し、本件再訂論文の不採用通知につき再考を促したが、藤部は、同年3月19日、再考の余地はないと回答した(甲11, 甲12)。原告及び近藤は、同月27日付け書面において、藤部に対し、再度本件再訂論文の不採用通知につき再考を促したが、藤部は、同年4月16日付け書面において、再考の余地はない旨を再度回答した(甲13, 甲14)。

(15) 被告の講演企画委員会担当理事(以下「担当理事」という。)は、平成21年2月25日付けの書面において、被告では大会シンポジウムへの講演申込みは受け付けていないとして、原告の上記申込みを拒否した(甲16)。

原告は、担当理事に対し、同月28日付けの書面において、「講演を申し込んだものではありません。このシンポジウムの「地球温暖化に関する科学的根拠と脆弱性評価」について、反論を申し入れたのです。」、「堂々と反論を受け付けて、議論に応じてはいかがですか。」と主張したが、担当理事は、同年3月16日付けの書面において、「ご発表は学術的講演ではなく、ご講演は認められないとの結論に至りました。」として、原告の要求を受け入れることを再度拒否した(以下「本件拒否行為2」という。甲17, 甲18)。

これに対して、原告は、同月19日付けの書面において、原告が講演をすることを求めたものの、担当理事は、改めて原告の要求を拒否した（甲19、甲20）。

2 争点とこれに関する当事者双方の主張

(1) 本件拒否行為1は債務不履行又は不法行為に当たるか（争点①）

ア 原告の主張

(ア) 被告の会員である原告は、最も基本的な自益権として、被告定款8条3号に基づき、被告に対して被告の機関誌に論文掲載を求める権利若しくは法的利益を有する。

なお、被告会員がその論文を被告機関誌に発表したり研究成果を被告大会などで発表したりすることは、会員の会費納入義務と対価的關係に立つ被告学会の義務であり、被告の自由裁量でこれらを決定することはできない。

(イ) 仮に、(ア)の掲載請求権を認めることが困難であるとしても、定款8条に、自己の研究成果を被告機関誌で発表することが会員に保障された「特典」であると明記されている以上、少なくとも原告が「一定の基準を満たした投稿論文が被告機関誌に掲載されることを期待する」ことは不法行為上で保護される被侵害利益に該当することが明らかである。

(ウ) 被告には、被告会員から投稿された論文について、被告機関誌に掲載するか否かを定める裁量権があるが、被告細則20条において、「原稿の内容によっては掲載を拒否することができる」という合理的な裁量を逸脱したときには、会員の論文掲載請求権又は掲載期待権を違法に侵害したこととなり、債務不履行又は不法行為に基づいて会員に発生した損害を賠償すべき義務が生ずる。そして、裁量権行使の前提となる事実認識に明らかな誤りがある場合には、誤った事実に基づく裁量権行使としてそもそも合理性を欠き、違法であるという評価を免れない。被告は、

本件拒否行為1の理由として、本件再訂論文には、数年スケール変動における因果関係と長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠について説得力がないとしているが、これは明らかに誤読に基づくものであるから、本件拒否行為1は被告の裁量の範囲を逸脱した違法なものである。

イ 被告の主張

被告定款8条3号には会員の特典として「機関誌に寄稿すること」とあるが、「寄稿」とは、雑誌等に記事、論文等を送ることを意味する。また、学術論文として被告機関誌に掲載する論文の質の維持に鑑みれば、研究発表が被告機関誌に学術論文として掲載されるためには、学術論文としてふさわしい研究発表であると査読者等により評価された上で被告機関誌に掲載されることは至極当然のことであるから、会員各人が必ず被告機関誌に自己の論文掲載を求めることができる具体的な権利までを与えられているものではない。また、原告は被告の特別会員であるため、社員ではないものの、仮に原告が通常会員であったとしても、各通常会員は当然にいかなる論文をも被告の主催する大会で発表し、又は被告の機関誌に掲載することを要求する権利を持つものではなく、株式会社の各株主が原則として自益権として利益配当請求権を株式会社に対して有することと同列に論じることができない。

また、「天気」は、専門家である査読者の査読を経た上で編集委員の決定により論文を掲載するか否かを決定する仕組みとなっているところ、編集委員会が本件再訂論文を「天気」に掲載しなかったのは、恣意的な理由によるものではなく、2度の改稿を経ても原告の論文は問題点をクリアできず、査読者から「本稿は「天気」に論文として掲載するには適さない」あるいは「「天気」には不適當である」との判断が下されたためであり、適正な手続により不採用の決定を行っているから、本件拒否行為1に何ら

違法はない。

(2) 本件拒否行為2は債務不履行又は不法行為に当たるか（争点②）

ア 原告の主張

被告の会員である原告は、最も基本的な自益権として、被告定款8条2号に基づき、被告に対して、被告が催す大会に研究発表を求める権利若しくは法的利益を有する。

原告が被告に申し込んだ講演の内容は、本件再訂論文と同じであり、本件再訂論文は、A及びBから高いレベルの科学的論文としての評価を受けていることから、上記講演内容は学術的講演であることは明らかであるし、以前にも、ほぼ同じ内容の講演が実現していることからすれば、本件拒否行為2には正当な理由はなく、上記権利若しくは法益の実現を違法に妨げる債務不履行又は不法行為が成立する。

イ 被告の主張

被告定款8条2号が規定する、「学術的会合に参加する」ことの意味は、他の会員の研究発表を聴取することをも含み、被告に多数の会員がいることに鑑みれば、会員各人が自己の研究発表を常に学術的会合で発表することのできる具体的権利までを意味するものではない。

また、講演企画委員会は、講演の質の維持を確保するために、いかなる者に講演を許可するかにつき自由裁量権を有しているから、原告の上記主張には理由がない。

(3) 損害（争点③）

ア 原告の主張

本件拒否行為1及び2によって、原告が被った精神的損害を慰謝するために要する金額は、100万円を下らない。

イ 被告の主張

原告の主張を否認ないし争う。

第3 争点に対する判断

1 争点①（本件拒否行為1は債務不履行又は不法行為に当たるか）について

- (1) 原告は、被告の会員である原告には、最も基本的な自益権として、被告定款8条3号に基づく、被告に対して被告の機関誌に論文掲載を求める権利若しくは法的利益を有すると主張するので、まず、この点について検討する。

被告定款8条3号において、会員の特典として、「機関誌に寄稿すること」とあるが、寄稿とは、原稿を新聞・雑誌などに載せるように送ることを指すから、同条項が存することは、被告会員が原稿を被告に送る権利を認められたものであるということが出来るものの、被告会員が被告に対し、被告機関誌に論文掲載を求める権利若しくは法的利益としての自益権を有することの根拠にはならない。

よって、被告会員が、被告定款8条3号に基づき被告に対し論文掲載を求める自益権を有するという原告の主張には理由がないから、これを根拠とする債務不履行又は不法行為は認められない。

- (2) 次に、原告は、定款8条3号は「特典」として規定されているものであるから、少なくとも原告が一定の基準を満たした投稿論文が被告機関誌に掲載されることを期待する法的利益が存するとも主張するので、この点について検討する。

確かに、前記前提事実のとおり、細則20条において、編集委員会は、「原稿の内容によっては」掲載を拒否することができる」と規定されており、内容いかんにかかわらず自由に採否を決定するとされていないことと併せて考えれば、編集委員会は、掲載拒否の判断を全く自由にすることができるものではなく、会員において投稿した論文が被告の機関誌である「天気」に掲載されることを期待することは、法的に保護される利益と考えるのが相当である。

しかしながら、学術論文の価値に対する判断については議論が分かれるこ

とが当然に予測され、当該論文を「天気」に掲載するに値する価値があるか、十分な科学的論拠があるかを判断するには高度の専門性が必要であること、定款及び細則は、会員が寄稿することを権利とは認めておらず、編集委員会が掲載を拒否することができる要件についても一義的に定めていないことに照らすと、被告の編集委員会に広範な専門的な裁量があると認められるべきである。そして、このような論文掲載の可否についての判断が被告の編集委員会の広範な専門的裁量に委ねざるを得ないという特質を前提として保護される利益である以上、不法行為法上の利益として必ずしも十分に強固なものとはいえないから、投稿された論文が「天気」に掲載されなかったとしても、直ちに不法行為が成立するというべきではない。したがって、投稿された論文が「天気」に掲載されなかったことが不法行為に該当するためには、編集委員会において、一般の論文について採用している査読制度によらず、当該分野の専門家である査読者の意見を聞くことなく採用を拒否したり、査読者が採用を求めているのに科学的根拠を欠いたまま拒否するなど、およそ科学的根拠と無関係な理由により、すなわち、「論文の内容」と無関係に論文の掲載を拒否し、「論文の内容によって」採否を決すべきものとしている細則の規定の趣旨に明らかに反するような場合に限り、不法行為が成立するというべきである。すなわち、仮に当該掲載拒否の理由について、投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない。

この観点から、本件拒否行為1をみるに、被告の編集委員会が、専門家である査読者2名の意見を聞き、査読者が、2名とも原告の本件論文には科学的に論拠が不足しているとし、細部にわたって問題点を指摘したことを受け、2度にわたり原告に原稿を書き直す機会を与えた上で、相応の科学的根拠をもって掲載することはできないと判断したものであるから、不法行為の成立を認めることはできない。

よって、本件拒否行為1が不法行為に該当するとの原告の主張には理由がない。

2 争点②（本件拒否行為2は債務不履行又は不法行為に当たるか）について

原告は、被告の会員である原告は、最も基本的な自益権として、被告定款8条2号に基づき、被告に対して、被告が催す大会に研究発表を求める権利若しくは法的利益を有すると主張するので、まず、この点について検討する。

(1) 本件証拠によれば、以下の事実が認められる（認定根拠となった証拠を末尾に掲記する。）。

ア 平成19年10月15日の大会において、原告は、「CO₂温暖化説は間違っている」という題目の発表をした（甲21の1）。

イ 平成20年5月19日の大会において、原告は、「CO₂温暖化説は間違っている(2)」という題目の発表をした（甲21の2）。

ウ 平成20年11月19日の大会において、原告は、「CO₂温暖化説は間違っている(3)」という題目の発表をした（甲21の3）。

(2) 検討

前認定のとおり、被告定款8条2号は、被告会員は「この法人の催す各種の学術的会合に参加すること」ができると規定しているから、被告の会員には、学術的会合に参加する権利があるということが出来る。そして、学術的会合に参加する権利とは、学術的会合に出席するという意味での具体的権利をいうにとどまり、被告会員自らが研究発表を行うことについては全く触れられていないから、自益権として研究発表の具体的権利あるいはその法的利益が保障されているということとはできない。

また、前記前提事実のとおり、「2009年度春季大会の告示」において、講演を申し込むに当たって提出された予稿の内容によっては講演を認めないことがあると記載した箇所があるが、定款・細則にはそのような内容の規定がないことからしても、上記記載内容は、あくまで被告が講演を拒否するこ

とがあるということを例示的に示したものであるにすぎず、原告の主張する権利若しくは法的利益の根拠とはならない。

次に、会員数からみて講演の機会を与えられるのは会員のごく一部であることは明らかであり、各学術的会合ごとに研究発表をする機会が与えられると期待することが法的保護に値するともいえない。

さらに、上記認定事実のとおり、原告は本件講演と同内容の講演を過去に3回行っていることが認められるが、これは被告が自由な裁量に基づき原告に講演の機会を与えたものにすぎず、原告の主張する権利若しくは法的利益の根拠とはならない。むしろ、同趣旨の講演が過去に3回行われていることは、それ以上、講演の機会を与える必要がないとの判断の根拠ともなり得るものであるし、今回の「人為的CO₂温暖化説を撤回し、科学者は社会に詫びる必要がある」という題目からすれば、原告ら自らの「CO₂濃度の増加は自然現象」とする見解の発表のみにとどまらず、自らの研究を発表するという範囲を超え、反対説である人為的CO₂温暖化説を社会的に非難し、その見解を撤回させることに今回の講演申込みの目的があるとも窺えるから、被告の本件拒否行為2には、何ら問題がないというべきである。

よって、その余の点について検討するまでもなく、本件拒否行為2が債務不履行又は不法行為に該当するとの原告の主張には理由がない。

3 結論

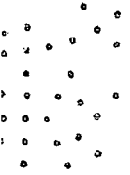
以上より、その余の点については検討するまでもなく、原告の請求には理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

裁判長裁判官 齊 木 敏 文

裁判官 外 山 勝 浩

裁判官 横 井 靖 世



これは正本である。

平成22年3月18日

東京地方裁判所民事第44部

裁判所書記官 稗田 俊彦

